



令和 9 年度 保育所（園）・認定こども園 案内

【新年度入所スケジュール】

1 次募集：令和8年9月1日（火）～9月14日（月）

（1 次募集追加分：令和8年9月15日（火）～10月30日（金））

2 次募集：令和9年1月13日（水）～2月3日（水）

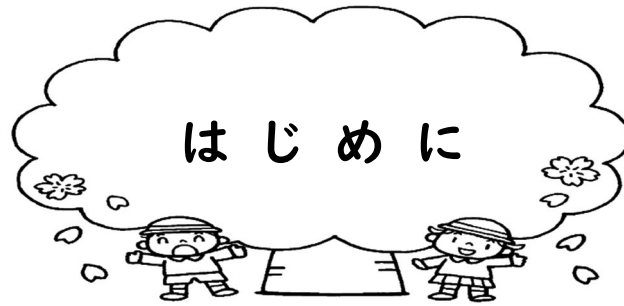
3 次募集：令和9年2月10日（水）～3月5日（金）



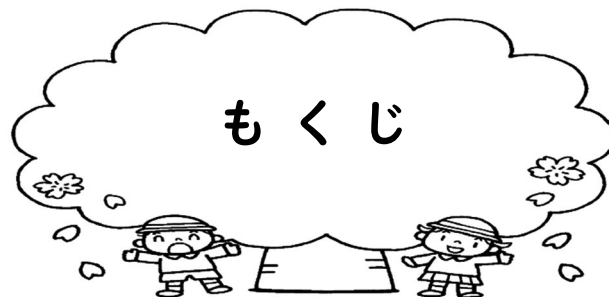
～お問い合わせ先～

鈴鹿市 こども育成課 電話 059-382-7606 FAX 059-382-9054





保育所(園)・認定こども園の利用申込みには「教育・保育給付認定(1号・2号・3号認定)」を受けていただくことが必要です。(教育・保育給付認定申請と利用申込みは同時にさせていただきます。)教育・保育給付認定申請・利用申込みをする前にこの案内をお読みください。



1 保育所(園)とは	1
2 認定こども園とは	1
3 保育所(園)、認定こども園(保育部門)の利用ができる方	2
4 入所手続について	2・3
5 必要書類について	4・5
6 利用の決定について	5
7 退所(園)届について	6
8 育児休業中の保育について	6
9 保育料及び市町村民税について	6
10 祖父母等同居世帯の保育料について	7
11 ひとり親世帯等について	7
12 市町村民税所得割額の確認方法	8
13 多子軽減について	9
14 副食費(おかず、おやつ等)の免除について	9
15 令和9年度利用者負担額(保育料)算定表	10
16 保育所保育料の延滞金について	11
17 入所選考方法と結果通知	12
18 保育所(園)・認定こども園利用選考基準表	13
19 教育・保育給付認定申請書記入例	14・15
20 Q&A	16
21 令和8年度スケジュール	17

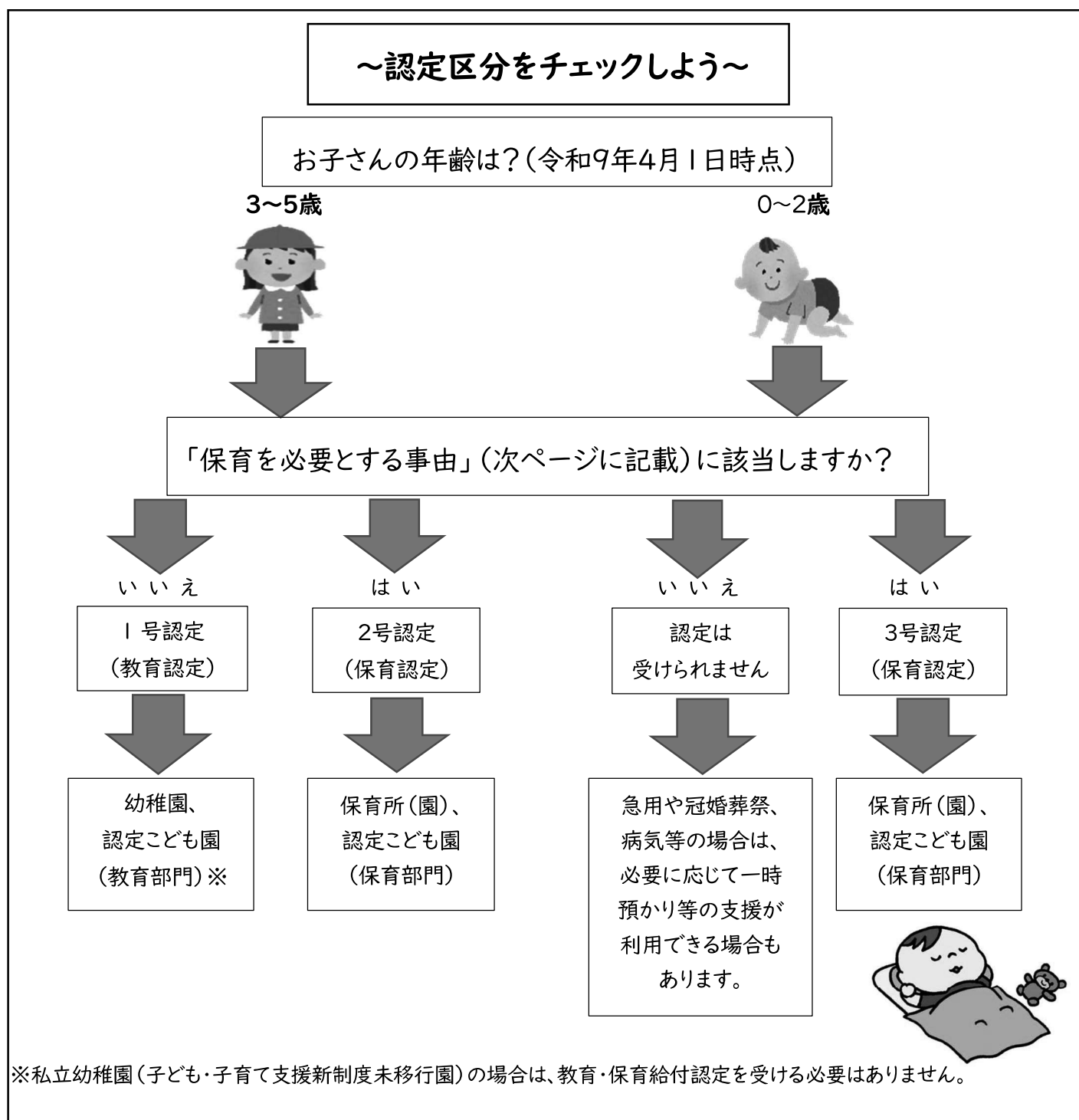
1 保育所(園)とは

保育所(園)は、保護者が仕事や病気などのために、家庭で保育できない乳幼児を、保護者に代わって保育することを目的とした児童福祉施設であり、御利用に当たっては、「2・3号認定(保育認定)」が必要です。

★「下の子に手がかかる」「集団生活に慣れさせる」「社会生活を身につけさせる」
「近所に友だちがいない」「遊ぶ場所がない」「就学前である」というような理由
では利用できません。

2 認定こども園とは

認定こども園は、幼稚園と保育所(園)の機能を併せもち、就学前のこどもに教育と保育を一体的に提供する施設です。教育部分の利用については「1号認定(教育認定)」が、保育部分の利用については、「2・3号認定(保育認定)」が必要です。



3 保育所(園)、認定こども園(保育部門)の利用ができる方(次の保育を必要とする事由のいずれかに該当することが必要です。)

①居宅外労働	家庭の外で仕事をしているため。
②居宅内労働	家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしているため。
③妊娠・出産	出産前後のため(教育・保育給付認定期間(◆)は、出産月の2か月前から始まり、終わりを出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までとします。ただし、多胎児妊娠の場合は始まりを出産月の4か月前からとします。また、終わりは5ページ、産後8週早見表を参照してください。)
④疾病・障がい等	病気にかかり、負傷し、又は心身に障がいがあるため。
⑤病人等の介護・看護	家族に長期にわたる病人や、心身に障がいのある人がいて保護者がいつもその看護又は介護に当たっているため。
⑥家庭の災害	家庭が火災や風水害や地震などの災害に遭い、保護者がその復旧に当たっているため。
⑦求職活動	求職活動に専念している、又は就労が内定しているため(教育・保育給付認定期間(◆)は、最長3か月です。)
⑧就学中	保護者が就学中のため。
⑨虐待・DV等	虐待やDVのおそれがあるため。

※①、②、⑤、⑧…月 60 時間以上従事している場合に該当します。(①、②は一定の収入が見込める場合に限る。)

※育児休業復帰の場合は、入所月の翌月 12 日までに仕事に復帰する必要があります。就労内定の場合は、入所月の翌月 12 日までに就労開始する必要があります。

◆「教育・保育給付認定期間」とは…2号認定・3号認定の場合、保育の利用を必要とする事由があると認められる期間のことです。

※保育の必要量(保育の利用が認められる時間)については、次のいずれかに区分されます。

- ・保育短時間(最大8時間)…主にパートタイム就労(月 60 時間以上 120 時間未満)を想定した利用
- ・保育標準時間(最大 11 時間)…主にフルタイム就労(月 120 時間以上)を想定した利用

4 入所手続について

1号認定の場合 ※定員超過となった場合は、各園での選考があります。

- ① 申請:保護者に利用希望の施設へ直接申込みをしていただきます。
- ② 認定:市から「支給認定証」を交付します。
- ③ 決定:利用決定した施設と契約をしていただきます。

(1) 4月に入所を御希望の場合

- ① 受付期間:令和8年9月1日(火)～令和8年9月14日(月)(土曜・日曜・祝日を除く。
午前9時～午後4時
- ② 受付・提出場所:第1希望の認定こども園
- ③ 提出物:第1希望の園で配布する「利用申込書」(※利用の内定後、「教育・保育給付認定申請書(施設型給付費・地域型保育給付費等)」(こども1人につき各1部)、その他必要書類(4ページに記載の「5 必要書類について」の③、④を参照)を改めて提出してください)

※受付期間後も受付している場合がありますので、御利用を希望する認定こども園にお問い合わせください。

(2) 5月以降に入所(中途入所)を御希望の場合

- ① 受付期間:利用希望日の 10 日前まで(土曜・日曜・祝日に当たる場合は直前の平日)
- ② 受付・提出場所:御利用を希望する認定こども園
- ③ 提出物:御利用を希望する園で配布する「利用申込書」、「教育・保育給付認定申請書(施設型給付費・地域型保育給付費等)」(こども1人につき各1部)、その他必要書類(4ページに記載の「5 必要書類について」の③、④を参照)

2・3号認定の場合

- ① 申請:保護者に利用希望の施設等へ直接申込みをしていただきます。
- ② 面接:お子さんと一緒に、家庭状況の聞き取り等面接をいたします。
- ③ 選考:施設の状況などにより市が利用調整を行います。
- ④ 認定:市から「支給認定証」を交付し、選考結果を発送します。
- ⑤ 決定:利用決定した施設と契約をしていただきます。

(1) 4月・5月に入所を御希望の場合

【1次募集】 選考において同点となった場合はこの期間に申請された方が最も優先されます(12ページ参照)。

- ① 受付期間:令和8年9月1日(火)～令和8年9月14日(月)(土曜・日曜・祝日を除く)
午前9時～午後4時
- ② 受付・提出場所:第1希望の保育所(園)・認定こども園
- ③ 提出物:第1希望の園で配布する「教育・保育給付認定申請書(施設型給付費・地域型保育給付費等)」と「保育所(園)・認定こども園利用申込書」と「問診票」(こども1人につき各1部)、その他必要書類(次ページに記載の「5 必要書類について」を参照)

【1次募集追加分】

- ① 受付期間:令和8年9月15日(火)～令和8年10月30日(金)(土曜・日曜・祝日を除く)
午前8時30分～午後5時15分
- ② 受付・提出場所:鈴鹿市役所11階こども育成課
- ③ 提出物:第1希望の園で配布する「教育・保育給付認定申請書(施設型給付費・地域型保育給付費等)」と「保育所(園)・認定こども園利用申込書」と「問診票」(こども1人につき各1部)、その他必要書類(次ページに記載の「5 必要書類について」を参照)

※提出の際には、お子さんと一緒に来園(来課)し、問診票の内容確認を受けてください。

※4月・5月入所(1次募集・追加分)を御希望の方の「面接」は市職員が11月上旬～12月中旬に行います。

場所・日程につきましては利用申込受付後、10月中旬～10月下旬に自宅へ郵送でお知らせいたします。

※1次募集追加分受付後2次募集受付開始までの期間(令和8年11月2日(月)～令和9年1月12日(火))は新年度入所の申請を受けませんので御注意ください。

※1次募集は年内に生まれたお子さんが選考の対象となります。1月1日以降に生まれた場合、1次募集の申込は取上げますので2次募集以降に再度申込をお願いします。

※スケジュールは最終ページに掲載してあります。ただし、変更になる場合があります。

※1次募集の選考後、保育所等に空きがある場合のみ2次・3次募集の受付を行います。申込状況によっては、御希望の保育所等が2次・3次募集を行わない場合もありますので御注意ください。

(2) 中途入所を御希望の場合

- ① 受付期間:利用希望月の前月の10日まで(土曜・日曜・祝日に当たる場合は直前の平日)
- ② 受付・提出場所:御利用を希望する保育所(園)・認定こども園
- ③ 提出物:御利用を希望する園で配布する「教育・保育給付認定申請書(施設型給付費・地域型保育給付費等)」と「保育所(園)・認定こども園利用申込書」と「問診票」(こども1人につき各1部)、その他必要書類(次ページに記載の「5 必要書類について」を参照)

※面接も同時に行いますので、お子さんと一緒に手続をしてください。

※4月入所につきましては中途入所の受付は行っておりません。



5 必要書類について

【状況】		【提出書類】	【提出期限】
④ 保育の必要性を確認するための書類(2・3号認定の方のみ)			
※鈴鹿市ホームページからもダウンロードができます			
1	就労している方 (P.5のA-1、A-2参照)	「就労証明書」 ※育児休業復帰予定の方も提出してください。 ※必要に応じて裏面「保育標準時間認定に係る申立書」を記入してください。	申請書・利用申込書の 提出日
2	出産前後の方	母子手帳の表紙(母の氏名が記入されている箇所)及び 出産予定日又は出産日が分かるページの写し	
3	病気・けが・障がいを持っている方	「診断書」又は「障害者手帳」等の写し	
4	親族を常に看護又は介護 している方	「介護・看護等による教育・保育給付認定等に係る申立書」 と「診断書」、「介護保険証」又は「障害者手帳」等の写し	
5	求職活動中の方 (P.5のA-3参照)	「約束書」 ※ 入所後 70 日以内の就職を約束するもの	
6	就学中の方	学校の合格通知又は在学証明書と就学時間の分かる時間 割り等の写し	
⑤ 個人番号(マイナンバー)関連書類 (指定の封筒に入れて提出してください)			
「個人番号報告書」に必要事項を記入し、番号と身元の確認のために裏面A欄に「個人番号カード(マイナンバーカード)」の両面の写しを貼付してください。 ※「個人番号カード」をお持ちでない方は、「個人番号通知カード」の写しと「運転免許証」等(①写真②氏名③生年月日又は住所が表示されているもの)の写しを「個人番号報告書」裏面B欄に貼付してください。ただし、「個人番号カード」及び「個人番号通知カード」については、記載されている氏名、住所等が現在の住民票の内容と異なる場合は証明書類として使用できません。「個人番号通知カード」の写しではなく「マイナンバーが記載された住民票の写し」もしくは「マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書」を貼付してください。なお、番号と身元確認書類を貼付せず提示して個人番号報告書を提出する場合は、申請者御本人がこども育成課窓口へお越しください。			申請書・利用申込書の 提出日
⑥ 税額の分かる書類(保育料の算定及び副食費免除の判定に必要な書類)			
⑥個人番号関連書類のマイナンバーにより情報連携を行い税額を確認するため、基本的には税額の分かる書類の提出は不要ですが、場合によっては以下の書類又は手続が必要となります。※必要な方には別途御案内いたします。			
1	令和8年1月1日に鈴鹿市に住民登録がない方	令和8年度「所得課税証明書」又は「非課税証明書」 ※令和8年1月1日に住民登録のあった市町村で発行。	令和8年12月11日(金)
2	令和9年1月1日に鈴鹿市に住民登録がない(予定の方)	令和9年度「所得課税証明書」又は「非課税証明書」 ※令和9年1月1日に住民登録のある(予定の)市町村で発行。(令和9年6月ごろに発行されます。)	令和9年6月18日(金)
※	令和8年及び令和9年1月1日に鈴鹿市に住民登録がある方	基本的には税額の分かる書類の提出は不要です。ただし、鈴鹿市の市民税担当課で情報を確認できない場合は、別途市民税申告をお願いする場合があります。	

※きょうだいで異なる施設へ申込みされる場合は、申込みするお子さんの中で一番年齢が上のお子さんが利用を希望する施設へ提出してください。

※65歳未満の同居の祖父母についても書類(④)を提出してください。保育利用の優先度の調整に使用します。

(A-1) 就労証明書について

- ・ 保育所(園)利用を希望される場合及び認定こども園において保育を希望される場合は、就労している父母等(保護者)の「就労証明書」を提出してください。
この内容により、保育の利用を必要とする事由に該当するかの確認と、保育の必要量の認定を行います。
- ・ 入所後も勤務先、勤務内容に変更がありましたら、その都度提出してください。提出いただいた書類の内容で保育の必要性が確認できない場合は、退所していただくことがあります。
※産後休暇・育児休業復帰の場合は、復職年月日の記入が必要です。

(A-2) 保育標準時間申立書について

- ・ 就労証明書の裏面にある書式です。就労証明書の月当たりの就労時間が120時間未満の方が、送迎に時間がかかる、常態的に残業がある等の理由で保育標準時間認定が必要となるときに就労証明書の裏面に記入してください。
内容が適当であると認められた場合は保育標準時間認定となります。
※ただし「育児休業中」で保育継続が認められている方は短時間認定の御利用となります。

(A-3) 約束書について

- ・ お子さんが入所してから仕事を探して働くという保護者の方は、「約束書」(就労する約束)を提出し、入所後 70 日以内に「就労証明書」の提出を約束することにより保育所(園)・認定こども園の申込みをすることができます。
- ・ 期限までに就労証明書の提出がない場合は退所となります。

6 利用の決定について

1号認定の場合

- ・ 定員超過となった場合は、各園での選考があります。選考方法については、希望する園へ直接お問い合わせください。

2・3号認定の場合

- ・ 保育の必要性の高い児童から順次、利用の決定をします。希望者が多数の場合は、希望の保育所(園)・認定こども園の利用ができないことがあります。
- ・ 結果通知については1次募集(追加分を含む)の方は1月末～2月上旬、2次募集の方は2月末～3月上旬、3次募集の方は3月中旬～3月下旬に自宅へ郵送します。
- ・ 保育の利用を必要とする事由が変更になったときは、利用期間が変更になることがあります。
- ・ 保育所(園)・認定こども園に空きがなく育児休業の延長を希望される方は、勤務先から「保育利用不承諾書」等の提出を求められる場合があります。「保育利用不承諾書」の発行には受付期間中に入所申込みが必要となりますので、勤務先に確認の上、早めに相談してください。

産後8週早見表 ～2 ページ参考資料～

出産日	入園承諾期限	出産日	入園承諾期限
4月1日 ～ 4月5日	5月31日	10月6日 ～ 11月5日	12月31日
4月6日 ～ 5月5日	6月30日	11月6日 ～ 12月6日	1月31日
5月6日 ～ 6月5日	7月31日	12月7日 ～ 1月3日	2月28日
6月6日 ～ 7月6日	8月31日	1月4日 ～ 2月3日	3月31日
7月7日 ～ 8月5日	9月30日	2月4日 ～ 3月5日	4月30日
8月6日 ～ 9月5日	10月31日	3月6日 ～ 3月31日	5月31日
9月6日 ～ 10月5日	11月30日		

※妊娠・出産要件での入園承諾期限後も継続して利用を希望される場合は別の要件が必要です。

7 退所(園)届について

1号認定の場合

- ・ 利用中の認定こども園にて、退所の手続をしてください。

2・3号認定の場合

- ・ 入所後、保育の必要性が確認できなくなった場合は退所となります。
- ・ 保育所(園)・認定こども園を退所する場合は、退所(園)届を退所希望月の 25 日までにこども育成課又は保育所(園)・認定こども園へ提出してください。
- ・ 翌月になってから提出された場合、1日に登園していなくても、1か月分の保育料をお支払いいただきます。

8 育児休業中の保育について(既に児童が保育所(園)・認定こども園を利用している場合)

保育所(園)・認定こども園の利用においては、保護者の出産における期間(出産月の2か月前から始まり、終わりを出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日とします。ただし、多胎児妊娠の場合は始まりを出産月の4か月前からとします。)を過ぎ、保育の必要性が確認できない場合は退所となります。また、利用中の保育所(園)・認定こども園の定員に余裕があり、育児休業を取得するが、出生児が1歳の誕生日を迎えるまでに職場復帰する予定があつて復帰後も同じ園での保育を希望するなど一定の条件を満たす場合、“育休中”の「就労証明書」と「教育・保育給付認定変更申請書兼教育・保育給付認定変更届出書」の提出により、継続して利用することができます。なお、育児休業中の利用時間は保育短時間となります。

※育児休業中に別の保育所等への転園を希望し、申込みをする場合や、新生児の1歳の誕生日までに職場復帰をしなくなった場合は、その時点の月末で退所となります。

9 保育料及び市町村民税について

保育料は下記の税額と、お子さんの満年齢(令和9年4月1日時点)などによって10ページに記載の算定表のとおり決定します。

算定表の「市町村民税」とは、4月から8月分の保育料の場合は令和8年度分の市町村民税を、9月から3月分の保育料の場合は、令和9年度分の市町村民税をいいます。なお、令和8年度の市町村民税は、令和7年1月1日～12月31日の収入によって算定され、令和9年度の市町村民税は、令和8年1月1日～12月31日の収入によって算定されます。

月	保育料算定の基準となるもの
4月～8月分	令和8年度市民税額(令和8年1月1日時点の居住地で課税)
9月～3月分	令和9年度市民税額(令和9年1月1日時点の居住地で課税)

※上記に記載する税額は、原則として保護者(父母)の合計額です。この表の所得割額を計算する場合には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除を適用しません。

※当該課税年度において、控除不足額がある場合は所得割額より差引いての計算になります。

※海外居住により、基準となる年度の市民税が課税されていない場合は、収入の確認できる資料により課税相当額を算出します。

※令和8年1月1日に鈴鹿市に住民登録がなかった方で個人番号報告書の提出が難しい場合は、令和8年1月1日に住民登録していた市町村で発行された令和8年度の「所得課税証明書」又は「非課税証明書」の提出が必要です。令和9年1月1日に鈴鹿市に住民登録がない予定の方で個人番号報告書の提出が難しい場合は、令和9年1月1日に住民登録のある予定の市町村で発行された令和9年度の「所得課税証明書」又は「非課税証明書」の提出が必要です。(令和9年6月頃発行)

※基準日時点で鈴鹿市に住民登録があった場合でも、市民税担当課で課税資料が確認できない場合は、別途市民税申告をお願いする場合があります。

10 祖父母等同居世帯の保育料について

祖父母等同居世帯において、「家計の主宰者」が祖父母等に当たる場合、その課税額も合算して保育料の算定をします。

※祖父母等…祖父・祖母・曾祖父・曾祖母・兄・姉・家庭裁判所が扶養の義務を負わせた者

「家計の主宰者」とは、次のA～Cを総合的に判断して認定することになります。

A 税の扶養控除 B 最多収入・最多納税等 C 事業専従主と専従者

※専従者とは、生計を一にしている配偶者その他の親族が納税者であり、その人が経営する事業に従事している者のことをさします。

なお、保育所(園)・認定こども園利用児童の世帯の生計が父母の収入によって成り立っていると認められる場合(父母の収入金額が206万円以上(ひとり親の場合は103万円以上))においては、祖父母等は「家計の主宰者」とはなりません。

注：住民票上世帯分離をしていても、同一地番又は同一敷地内にある場合は、「祖父母等同居世帯」とみなします。

扶養者や事業専従主は、父母の収入金額が206万円以上の場合や別居の場合でも合算して算定します。

11 ひとり親世帯等について

算定表において「ひとり親世帯等」とは、保護者又は保護者と同一の世帯に属する方が次に掲げる(1)から(7)までのいずれかに該当する世帯をいいます。

- (1) 児童扶養手当の認定を受けている方
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている方
- (3) 療育手帳の交付を受けている方
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- (5) 特別児童扶養手当の認定を受けている方
- (6) 国民年金の障害基礎年金等を受給している方
- (7) 生活保護法の規定による要保護者及びその他市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

※(2)～(6)は介護施設等に入所していない在宅の方に限ります。

教育・保育給付認定申請書を提出する際に、ひとり親世帯等に該当していることが確認できる書類(手帳や証書の写し)を添付してください。

★★ 重 要 ★★

保育料の計算に使用する市町村民税額について、年度途中で所得税の確定申告等により変更が生じた場合は、確定申告等の本人控の写しを必ずこども育成課へ令和10年3月31日までに提出してください。書類の提出がない場合は、保育料の変更ができなくなりますので注意してください。

なお、令和8年1月1日又は令和9年1月1日に鈴鹿市に住民登録がない方は、その都度該当年度の所得課税証明書等の書類の提出が必要になる場合があります。同じく、令和10年3月31日までに所得課税証明書等の書類の御提出がない場合は、保育料の変更ができなくなりますので注意してください。

※ひとり親世帯等に該当する方も、令和10年3月31日までにひとり親世帯等に該当していることが確認できる書類(手帳や証書の写し)を提出してください。



12 市町村民税所得割額の確認方法

【1】特別徴収の方…会社等にお勤めて給与から市町村民税が特別徴収(給与天引き)されている方。次の通知書(「令和8年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収額の決定・変更通知書」)が6月の給料日前後にお勤め先から配布されます。

所得	給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与 以外の合算 所得区分	給与 所得 区分	市民税 所得割額④	県民税 所得割額⑤	森林環境税 所得割額⑥	納付額
所得控除	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	障害・寡・ひ・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 特定親族特別 基礎 所得控除合計②	総所得金額①	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	6月分 7月分 8月分 9月分 10月分 11月分 12月分 1月分 2月分 3月分 4月分 5月分
課税標準	扶養親族該当区分 本人該当区分 課税標準	山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当 先物取引	課税標準額③	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	納付額
(摘要)				税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	納付額

あなたの特別徴収税額を上記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。

この通知書の記載事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する最終の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市長(市長が報告の代表者)として提起しなければならないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても最終がないとき、②処分、処分執行又は手続の執行により生ずる害しい被害を避けるための緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで訴えを提起することができます。

年 月 日 鈴鹿市長

問い合わせ先
鈴鹿市 総務部 市民税課 ☎059-382-9446(直通) 059-382-1100(代表)

■市町村民税所得割額 = ⑤税額控除額+⑥所得割額-調整控除額(おおよそ1,500円)

【2】普通徴収の方…自営業の方等。次の通知書(「令和8年度市民税・県民税納税通知書」)が市役所(市民税課)から6月上旬に郵送されます。

課税の基礎	その2	市民税・県民税・森林環境税	課税計算の流れ
課税標準額		総所得金額	所得控除額
算出税額		課税標準額	× 市民税税率(6%) × 県民税税率(4%)
税額控除等		(1,000円未満切捨て)	
調整控除		総所得分所得割額	分離分所得割額
配当控除		市民税	市民税
住宅ローン控除		県民税	県民税
寄附金控除		差引所得割額	均等割額
配当譲渡割		市民税	市民税
外国税額控除		県民税	県民税
所得割額		(100円未満切捨て)	合計
均等割額		合計年税額	市民税
森林環境税		内 森林環境税	県民税
			給与特別徴収税額(円)
			年金特別徴収税額(円)
			普通徴収税額(円)
			充当又は委託納付額(円)
			充当又は委託納付後納付税額(円)
			控除不足額(円)

■市町村民税所得割額 = ①市民税所得割額+②税額控除等*(調整控除は除く)

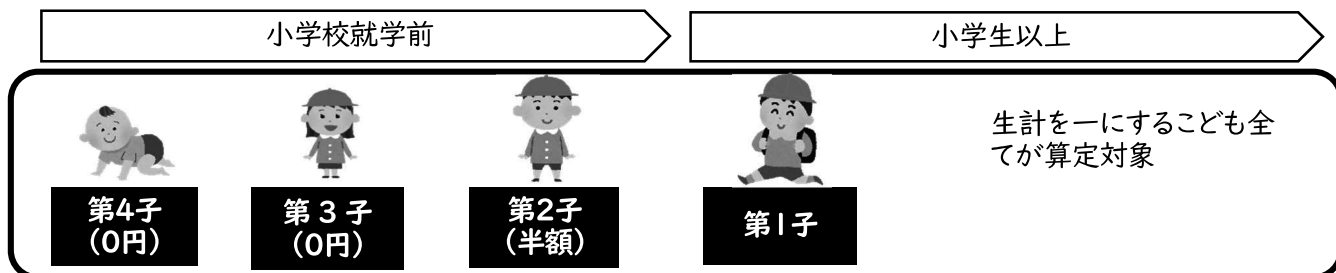
*税額控除等の種類:住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割控除

13 多子軽減について

保護者と生計を一にする者の中で最年長のお子さんから第1子と数え、2番目を第2子、3番目以降を第3子と数え、それぞれの保育料は次のとおりです。

	第1子	第2子	第3子以降
ひとり親世帯等 (市町村民税所得割額 77,101円未満に限る)	算定表の額	0円	
上記以外の世帯	算定表の額	算定表の額の半額	0円

【例】



※多子計算の算定対象者の年齢制限はありませんが、保護者と生計を一にするこどもに限ります。

※「生計を一にする」とは、一緒に生活している場合や、就学や療養等の都合により別居している場合であっても常に学資金、療養費等の送金が行われている場合も生計を一にする者としてします。(例:別居している大学生の兄 など)

14 副食費(おかず、おやつ等)の免除について

幼児教育・保育の無償化対象である3歳児から5歳児までのお子さんの副食費について、次の場合は免除になります。
なお、免除の対象者には、別途通知書にてお知らせします。

(1) 1号認定の場合(認定こども園 教育部分)

市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯又は第3子以降のお子さん又は生活保護法による被保護世帯等

※第3子の数え方については、満3歳児から小学校3年生までの範囲内において最年長のお子さんから第1子と数えます。

【例】



(2) 2号認定の場合(保育所・認定こども園 保育部分の3歳児クラス以上)

市町村民税所得割額が57,700円未満(ひとり親世帯等の場合は77,101円未満)の世帯又は第3子以降のお子さん又は生活保護法による被保護世帯等

※第3子の数え方については、小学校就学前のお子さんの中で、最年長のお子さんから第1子と数えます。

【例】



※(1)、(2)の場合において、多子軽減の算定対象となる小学校就学前のお子さんは、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、特定教育・保育施設でない幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援、医療型児童発達支援を利用している場合に限りします。

15 令和9年度 利用者負担額(保育料)算定表

【2号・3号認定】※保育所(園)、認定こども園<保育>

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分				費 用 の 額（月 額）				
階層 区分	定 義			3歳未満児		3歳以上児		
				保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護法による被保護世帯等			円 0	円 0	円 0	円 0	
B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯		ひとり親 世帯等	0	0	0	0	
			上記世帯 以外	0	0	0	0	
C	A階層を除き、市町村民税均等割のみ課 税世帯（所得割非課税世帯）		ひとり親 世帯等	6,000	5,800	0	0	
			上記世帯 以外	12,000	11,700	0	0	
D1	A階層を 除き、市 町村民税 所得割課 税世帯で あってそ の額が次 の区分に 該当する 世帯	48,600 円未満		ひとり親 世帯等	6,000	5,800	0	0
		上記世帯 以外	15,000	14,700	0	0		
D2		48,600 円以上 57,700 円未満		ひとり親 世帯等	6,000	5,800	0	0
				上記世帯 以外	18,500	18,100	0	0
D3		57,700 円以上 77,101 円未満		ひとり親 世帯等	6,000	5,800	0	0
				上記世帯 以外	20,000	19,600	0	0
D4		77,101 円以上 97,000 円未満		23,000	22,600	0	0	
D5		97,000 円以上 121,000 円未満		29,000	28,500	0	0	
D6		121,000 円以上 145,000 円未満		33,000	32,400	0	0	
D7		145,000 円以上 169,000 円未満		36,000	35,300	0	0	
D8		169,000 円以上 211,201 円未満		39,000	38,300	0	0	
D9		211,201 円以上 256,100 円未満		42,000	41,200	0	0	
D10		256,100 円以上 301,000 円未満		44,000	43,200	0	0	
D11		301,000 円以上 338,800 円未満		46,000	45,200	0	0	
D12		338,800 円以上 397,000 円未満		48,000	47,100	0	0	
D13		397,000 円以上		50,000	49,100	0	0	

※ この表において「3歳未満児」とは、保育の利用の日の属する年度の初日の前日において3歳に達していない児童をいいます。

※ 1号認定(認定こども園<教育>)の利用者負担額(保育料)は、無償(0円)です。

16 保育所保育料の延滞金について

- ・ 保育料を納付期限内に納付いただけない場合は滞納となります。保育料が滞納となった場合は、納付期限内に納付いただいた方との公平性、公正性を確保するため、法令に基づき延滞金を次のとおり納付いただくことになります。

- ・ 延滞金

納期限の翌日から次のとおり延滞金が発生します。

① 納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間

延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合（令和8年中は、年**2.8%**となります。）

② 納期限の翌日から1か月を経過する日の翌日以後の期間

延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合（令和8年中は、年**9.1%**となります。）

◆延滞金特例基準割合とは…平均貸付割合（日本銀行が公表する前々年9月～前年8月における〔国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）の平均〕）に年1%を加算した割合。

- ・ 算定の基となる保育料の1,000円未満の端数は、切り捨てます。
- ・ 計算した延滞金が1,000円未満の場合には、延滞金はありません。
- ・ 計算した延滞金が1,000円以上の場合には、100円未満の端数を切り捨てます。

※保育料の滞納処分について

納付いただく保育料は、保育所（園）・認定こども園を運営するための費用に充てられる大切なものです。また、保育所（園）・認定こども園を利用されていない御家庭との公平性の観点からも、保育料の滞納は見逃すことのできない問題として、本市では収納対策強化に取り組んでおります。

保育料を滞納された場合や少額分納、分納不履行となった場合など、滞納状況が改善されないと判断した場合には、納入義務者として登録された保護者へ督促状の送付、延滞金の加算、徴収業務を債権回収対策室へ移管して、法令に基づき預金、生命保険、給与等の財産を差し押さえさせていただきますことがあります。

また、処分は納入義務者あてに行いますが、こどもの保護者が保育料を納める義務がありますので、例えば納入義務者は父であっても、父母どちらにも納める義務があります。



17 入所選考方法と結果通知

入所選考方法

保育所(園)・認定こども園への利用希望者数が利用可能者数を上回った場合、保育の必要性の度合を総合的に判断し、入所選考を行い入所者を決定します。

なお、選考に当たっては、下記のとおり、家庭ごとに保育の必要性の度合を指数化します。

・基本指数

提出された書類をもとに、保護者の就労状況や病気・心身の障がいの程度、家庭状況等を確認し、保護者のそれぞれの保育の必要性の度合を指数化し、合算します。

・調整指数

申込時の児童の状況、きょうだい同時申込、その他の状況等に応じて、加算・減算をします。

※原則、証明書の提出があった場合や、手帳等の交付の状況が確認できる場合のみ加算となります。

→基本指数及び調整指数については、13ページの保育所(園)・認定こども園利用選考基準表を御覧ください。

○基本指数と調整指数の合計指数が高い方から順に、希望保育施設への入所者を決定します。

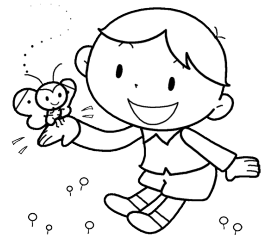
なお、上記の指数が同点となった場合は、各家庭状況を細かく確認し、原則、次の順位で選考を行います。

- ① 1次募集(令和8年9月1日(火)～令和8年9月14日(月))で申請した者(※1)
- ② 基本指数上位者
- ③ 育児休業から復帰予定の者
- ④ 昼間就労者(ただし、ひとり親には適用しない)
- ⑤ 疾病・障がい
- ⑥ 介護・看護
- ⑦ 夜間就労者
- ⑧ 同居の祖父母がいない場合(※2)
- ⑨ 世帯で保育料の滞納がない場合
- ⑩ 保育所(園)・認定こども園の利用希望日以降の就労等が内定している者(就労証明書の発行がでない者も含む)
- ⑪ 保育所(園)・認定こども園が所在する小学校区内に在住
- ⑫ 生計を一にすることが多い世帯

(※1) 1次募集及び1次募集追加分で同点になった場合に限りです。

なお、2次募集以降では適用されませんので御注意ください。

(※2) 同居の祖父母が65歳以上または疾病や障がいのある方については、同居の祖父母がいない世帯と同じ扱いになります。



結果通知

・4月、5月入所申込み:1月下旬～2月上旬に郵送にて通知

(2次募集は2月下旬～3月上旬、3次募集は3月中旬～3月下旬)

・5月以降の中途入所申込み:入所希望月の前月の中旬に郵送にて通知

※申込内容に変更が生じた場合は、変更内容について指定の様式で届出が必要となります。

※入所決定後、「保育を必要とする事由(入所申込みの要件)」が、申込み時と異なっている場合には、入所決定を取り消すことがあります。

18 保育所（園）・認定こども園利用選考基準表

利用選考 基本指数				
類型番号	保護者の状況 (父母それぞれの指数) (類型)	保護者の状況 (父母それぞれの指数)		基本指数
1	居宅外就労 (※育児復帰を含む)	就労時間 (1か月)	180時間以上	105
			170時間以上	100
			160時間以上	95
			150時間以上	90
			130時間以上	80
			120時間以上	70
			100時間以上	60
			80時間以上	50
			60時間以上	40
2	居宅内就労 (※育児復帰を含む)	就労時間 (1か月)	180時間以上	95
			170時間以上	90
			160時間以上	85
			150時間以上	80
			130時間以上	70
			120時間以上	60
			100時間以上	50
			80時間以上	40
			60時間以上	30
3	内職	就労時間 (1か月)	60時間以上	20
4	出産	出産月の2か月前から、出産日の8週間後の日が属する月の月末		100
5	疾病	入院(概ね1か月以上とし、入院予定を含む。)		100
		居宅内療養	常時病臥	50
			精神性・感染症	50
			一般療養(上記以外)	30
6	心身障がい	手帳(身障)1級、(精神)1級、(療育)A		100
		手帳(身障)2級		80
		手帳(身障)3級、(精神)2級、(療育)B		50
		上記以外		30
7	看護・介護	病院等付添 (1か月)	120時間以上	50
			60時間以上	30
		在宅看護・介護	常時看護・介護が必要	50
			常時看護・介護は必要ないものの、日常生活において恒常的に看護・介護が必要	30
8	災害	火災等による家屋の損傷、その他の災害復旧のため保育できない場合		100
9	求職	就労内定 (1か月)	120時間以上	50
			120時間未満	40
		1か月60時間未満の就労中で、保育利用後に時間を増やすことを約した場合		20
		求職のため、昼間に外出することを常態としている場合		10
10	学校等への通学	就学、技術取得等のため、保育に当たれない場合		※注記1
11	特例	こども家庭支援課長や保育所等から保育の実施が必要である旨の報告を受けた場合		※注記2
		前各号に掲げるもののほか、明らかに保育に欠けると認められる場合		50

※注記1 類型番号10の基本指数は時間に応じ類型番号1の時間区分を適用する。

※注記2 当該児童・世帯の状況に応じて別途判断する。

利用選考 調整指数			
No.	調整指数の加減を適用する世帯等の状況		調整指数
①	生活保護受給世帯		50
②	父母が不存在の世帯 (主たる保育者が祖父母等の場合)		50
③	ひとり親世帯		120
④	虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な世帯		30
⑤	保護者が育児休業からの復帰を予定している世帯		10
⑥	きょうだいが利用を希望する保育所等に在園している世帯		50
⑦	きょうだいが同時に利用を希望する世帯		10
⑧	申込児を含め、3人以上の小学校3年生までの児童がいる世帯		5
⑨	認可外保育施設に預けている世帯のうち	6か月以上継続して利用	10
		3か月以上継続して利用	5
⑩	生計中心者の失業等により、就労の必要性が高い世帯		10
⑪	保護者が鈴鹿市内の認可保育所等で保育士又は看護師として就労中又は就労予定で、児童が保育利用しないと勤務先の保育所等の受け入れ態勢に支障があると認められる世帯		10
⑫	申請児童が障がい有する世帯		20
⑬	申請児童又は児童と生計を一にしている同居親族が障がい有するため、保護者の就労が制限される世帯(内定を含む求職活動要件に限る)		10
⑭	配偶者又は祖父母が経営している事業所に勤務している場合		-10
⑮	居宅外就労で仕事場と居宅が同じ敷地内又は隣接地にある場合		-10
⑯	きょうだいが幼稚園等に在園している世帯	就労条件上、延長保育の利用が必須	-10
		就労条件が未定 (延長保育の利用無し)	-20
⑰	同居の祖父母(60歳以上65歳未満)が昼間居宅内にいる世帯		-20
⑱	同居の祖父母(60歳未満)が昼間居宅内にいる世帯		-30
⑲	別居親族の看護・介護の病院等付添を行う世帯		-10
⑳	保護者が就労中に児童を保育している世帯 (夜間就労者は除く)		-20
㉑	夜間就労(昼間就労時間が1か月60時間未満で夜間就労時間を加えると60時間以上の場合)		-20
㉒	申込児以外の児童について、特別の事情なく申し込まない世帯		-30
㉓	過去の利用実績の悪い世帯	無断欠席等	-50
		偽申請等	-100
㉔	今回の利用申込において悪質な虚偽申請があった場合		-200
㉕	3か月以上6か月未満の保育料等の滞納(欠損を含む)がある世帯		-50
㉖	6か月以上の保育料等の滞納(欠損を含む)がある世帯		-100

19 教育・保育給付認定申請書記入例

記入例

育・保育給付認定申請書

(施設型給付費・地域型保育給付費等)

児童番号

号

きょうだい番号

号

※太線の枠 内に、記入してください。
記入の際は、筆記した文字を容易に消すことができるボールペンや鉛筆等の筆記用具は使用しないでください。
記入の際は、「令和9年度保育所(園)・認定こども園案内」を必ず確認してください。

(宛先) 鈴鹿市長

令和 8 年 9 月 4 日

保護者住所

〒 513-8701

鈴鹿市 神戸一丁目18番18号

TEL(自宅(父・母) 090-00△×-000△

アパート名等

TEL(自宅・父(母) 080-△△××-0×△0

保護者氏名

鈴鹿 太郎

(申請者は、児童を養育する生計の中心者になります。※詳細は裏面「記入上の注意」へ。)

次のとおり施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定について、裏面の注意事項を熟読及び留意事項に同意の上申請します。

なお、市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者及び生計を一にする別世帯者を含む。)及び世帯情報を閲覧し、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

児童 (申請に係る小学校就学前の子ども)	氏 名	生 年 月 日	性別	令和9年4月1日 現在の満年齢	個人 番号	ひとり親世帯等の 該当の有無(※2)
	フリガナ スズカ ジロウ 鈴鹿 二郎	R 8 年 4 月 20 日	男 女	0 歳	(※1)	☐ 有 ☒ 無 ↳該当番号()
保育の希望の有無 (※3)	☒ 有 : 保護者の就労、疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合 ☐ 無 : 幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等との併願の場合を除く。)					
保護者の令和8年1月1日現在における住所所在の市町村	☐ 市内 ☒ 市外 (津市)					
保護者の令和9年1月1日現在における住所所在の市町村(予定)	☒ 市内 ☐ 市外 ()					

- (※1) 個人番号は、別紙「個人番号報告書」に記入して提出してください。
- (※2) 保護者又は保護者と同じの世帯(生計を一にする別世帯者を含む。)に属する方が、次の①から⑧までのいずれかに該当する場合は、有に☒ 及び該当番号を()内に記入し、それらに該当していることが確認できる書類(手帳や証書の写し)を添付してください。(受給・交付等を申請中の場合は、枠内に「申請中」と記入してください。)
- ①生活保護法の規定による保護を受けている方 ②児童扶養手当の認定を受けている方 ③身体障害者手帳の交付を受けている方
④療育手帳の交付を受けている方 ⑤精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ⑥特別児童扶養手当の認定を受けている方
⑦国民年金の障害基礎年金等を受給している方 ⑧生活保護法の規定による要保護者その他市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者 ※③から⑦は介護施設等に入所していない在宅の方に限ります。
- (※3) ・「保育所等」とは、保育所(園)、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。(以下同じ。)
・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。(以下同じ。)

(1) 家族の状況 ※同居・同住所親族等の全員について(保護者が扶養する子どもについては、別居の場合も)記入してください。

	氏 名	児童との 続 柄	生 年 月 日	個人 番号	勤務先、学校等	ひとり親世帯等の 該当の有無(※2)
その他の家族 (申請児童以外)	フリガナ スズカ タロウ 鈴鹿 太郎	父	(S)H 61年 4月 1日	(※1)	(株)〇〇	☐ 有 ☒ 無 ↳該当番号()
	フリガナ スズカ ハナコ 鈴鹿 花子	母	(S)H 62年 5月 1日	(※1)	△△(株)	☐ 有 ☒ 無 ↳該当番号()
	鈴鹿 一郎	兄	T・S(H)・R 30年 1月 1日	(※1)	〇〇小学校	☐ 有 ☒ 無 ↳該当番号()
	鈴鹿 幸子	祖母	T(S)H・R 37年 7月15日	(※1)	無職	☒ 有 ☐ 無 ↳該当番号(③)
			T・S・H・R 年 月 日	(※1)		☐ 有 ☐ 無 ↳該当番号()
			T・S・H・R 年 月 日	(※1)		☐ 有 ☐ 無 ↳該当番号()
			T・S・H・R 年 月 日	(※1)		☐ 有 ☐ 無 ↳該当番号()

(2) 祖父母の状況

父方	祖父 ☐ 同居 ☐ 離別 ☒ 死別 (歳) ☐ 別居(住所:	☐ 就労 ☐ 就労(自営) ☐ 無職 ☐ 疾病、障がい等 ☐ その他()
	祖母 ☒ 同居 ☐ 離別 ☐ 死別 (64 歳) ☐ 別居(住所:	☐ 就労 ☐ 就労(自営) ☒ 無職 ☐ 疾病、障がい等 ☐ その他()
母方	祖父 ☐ 同居 ☐ 離別 ☐ 死別 (60 歳) ☒ 別居(住所: 津市)	☒ 就労 ☐ 就労(自営) ☐ 無職 ☐ 疾病、障がい等 ☐ その他()
	祖母 ☐ 同居 ☐ 離別 ☐ 死別 (61 歳) ☒ 別居(住所: 鈴鹿市大池二丁目２－２)	☒ 就労 ☐ 就労(自営) ☐ 無職 ☐ 疾病、障がい等 ☐ その他()

(3) 利用を希望する期間

利用を希望する期間	令和 9 年 4 月 1 日 から	☒ 小学校就学前まで
		☐ 令和 年 月 日まで

(4) 保育の利用を必要とする事由等

※保護者の就労又は疾病等の理由により保育の利用を希望する場合にのみ記入してください。

保育の利用を必要とする事由	<u>「保育の利用を必要とする事由」の内容が詳しくわかる所定の様式を、別途案内する期日までに提出してください。</u>		
右の番号から選んでください。 父【 １ 】 母【 １ 】 その他【 】 () ※「1」、「3」、「7」、「8」の場合は予定日を記入してください。	1 家庭の外で仕事をしているため。 ※育児休業復帰(令和9年4月20日復帰予定)を含む。 2 家庭で児童と離れて、日常の家事以外の仕事をしているため。 3 出産前後(令和 年 月 日出産予定)のため。 (教育・保育給付認定期間は出産月の2か月前から始まり、終わりを出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までとします。ただし、多胎児妊娠の場合は始まりを出産月の4か月前からとします。) 4 病気にかかり、負傷し、又は心身に障がいがあるため。 5 家族に長期にわたる病人や、心身に障がいのある人がいて、保護者がいつもその看護又は介護に当たっているため。 6 火災や風水害や地震などの災害に遭い、保護者とその復旧に当たるため。 7 求職活動のため。(教育・保育給付認定期間は最長3か月間です。) ※就労内定(令和 年 月 日就労開始予定)を含む。 8 就学中(令和 年 月 日まで)のため。 9 その他 理由 ()		
希望する利用時間	利用曜日	利用時間	
	月 曜日から 金 曜日まで	☒ 保育標準時間 (最大11時間※利用できる時間帯は施設により異なります)	☐ 保育短時間 (最大8時間※利用できる時間帯は施設により異なります)

*** 記入上の注音 ***

○提出の前に確認をお願いします。

- (1)家族の状況に同居している方全員の氏名、生年月日等について記載しましたか。(世帯が別であっても、同居所又は同一敷地の場合や、保護者が扶養する児童については、別居の場合でも記載してください)
- 「ひとり親世帯等の該当の有無」について、「有」又は「無」に☑をしましたか。
「有」に☑をした場合は、該当することが確認できる書類等(手帳や証書の写し)を添付してください。

20 Q&A

Q1 鈴鹿市に在住ですが、市外の保育所等を利用することはできますか？

A.可能ですが、主な送迎者の方が市外でフルタイム勤務していること等、一定の条件が必要となります。また、里帰り出産の場合でも市外の保育所等を御利用いただけますので、御希望の場合は、こども育成課までお問い合わせください。

Q2 現在祖父母と同居していますが、保育料の算定はどのように行われますか？

A.基本的には、父母の収入によって算定させていただきますが、父母の収入金額が206万円未満（ひとり親は103万円未満）の場合、最多収入者が祖父母であれば合算の対象となります。

※家が別でも同敷地内であれば同居扱いとなります。詳しくは7ページを御確認ください。

Q3 公立保育所と私立保育園の違いを教えてください。

A.利用申込方法・利用者負担額（保育料）に違いはありません。保育方針・保育時間・諸経費につきましては、施設ごとに異なります。詳しくは、保育所等に直接お問い合わせください。

Q4 新年度入所は希望園を8園すべて記載しないといけませんか？

A.少なくとも1園記載いただければ問題ありません。ただし、より多くの施設を記載いただいたほうが入所できる可能性が高まります。なお、希望園の記載数が入所選考に影響してくることはありません。

Q5 現在他市に住んでおり、今後鈴鹿市に転入予定ですが、申込はできますか？また、入所決定した場合、いつまでに転入する必要がありますか？

A.申込可能です。遅くとも、入所月の前月末までに転入いただく必要があります。例えば、4月1日入所の方は、3月31日までに転入いただく必要があります。

Q6 保育所等入所後、父母ともに育児休業を取得する場合、退所になりますか？

A.退所にはなりませんが、育児休業中の保育利用時間は、短時間のみとなりますので御注意ください。詳しくは6ページを御確認ください。

Q7 一時預かりはどういった際に利用できますか？

A.保護者の仕事、冠婚葬祭などにより、家庭での保育が一時的に困難な場合に利用できます。なお、利用については事前に登録が必要となりますので、各施設にお問い合わせください。ただし、公立保育所における一時預かりの利用は、鈴鹿市に住民票がある方のみが対象となりますので御注意ください。

Q8 就労を月20時間、就学を月40時間している場合、保育所等を利用することはできますか？

A.可能です。合わせて60時間以上であれば利用できます。

Q9 保育所等を月の途中で退所した場合、保育料は日割り計算されますか？

A.保育料の日割り計算は行っていないため、全額負担いただきます。（副食費も同様）



21 令和8年度スケジュール

9月1日(火)	令和9年度新年度入所1次募集申込開始
9月14日(月)	1次募集締切
9月15日(火)	1次募集追加分申込開始
10月19日(月)頃	面接案内発送予定(自宅へ郵送します。)
10月30日(金)	1次募集追加分締切
11月2日(月)~12月15日(火)	面接期間
1月13日(水)	2次募集開始
1月25日(月)頃	1次募集(追加分を含む)結果発送予定(自宅へ郵送します。)
2月3日(水)	2次募集締切
2月10日(水)	3次募集開始
2月24日(水)頃	2次募集結果発送予定(自宅へ郵送します。)
3月5日(金)	3次募集締切
3月12日(金)頃	3次募集結果発送予定(自宅へ郵送します。)



